



第24回滋賀県ミシガン州友好親善視察団副団長が表敬訪問を行いました

滋賀県とアメリカ合衆国ミシガン州は、それぞれ琵琶湖と五大湖を抱え「湖」を縁に姉妹州県として交流を行っています。7月11日から15日にかけてミシガン州から友好親善視察団が滋賀県を訪問されました。7月14日には、湖南市とも絵画交流があるセントジョンズ市の市長から湖南市長宛の親書を託された使節団副団長であるリンダ・ビーマンさんが表敬訪問を行いました。



▲(左)リンダ・ビーマンさん

岩崎貴文さん、岡篤彦さんが講師のライフル射撃教室が行われました

7月8日、学校法人光星学園 認定こども園水戸幼稚園で行われたライフル射撃教室で「SAGA2024国スポ」ライフル射撃競技で優勝した湖南市出身の岩崎貴文さんと、監督の岡篤彦さんが講師として園児たちにライフル射撃の様子を見せるなどしました。

その後園児たちは、割り箸で作った鉄砲で的めがけて輪ゴムを飛ばすゲームなどを通してライフル射撃の楽しさを体験しました。



▲(左)岩崎貴文さん、(右中央)岡篤彦さん

消費者
悩みの相談室

覚えておこう!

クーリング・オフ

クーリング・オフとは

契約を考え直せるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

クーリング・オフの方法

クーリング・オフは書面(はがき可)またはメールなどの電磁的記録で行います。

事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額など)や通知を発した日を記載します。クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。書面の場合は、郵送する前にコピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など記録の残る方法で代表者あてに送ります。電磁的記録の場合は、送信したメールや専用フォーム画面のスクリーンショットなど通知した記録を残します。

クーリング・オフができる取引や期間

訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売、特定継続的役務提供(エステ、塾など)は8日間
マルチ商法、内職・モニター商法は20日間

クーリング・オフができない取引と注意

・通信販売

消費者がインターネットで契約の申し込みをする場合には、クーリング・オフの適用はありません。

通信販売では、返品可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うこととなります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができ、その場合、商品の返品費用は消費者負担となります。

・消耗品

消耗品(健康食品、化粧品など)を使ってしまった場合は、クーリング・オフの規定が適用されません。

・現金取引

代金または対価の総額が三万円未満の場合は、クーリング・オフが適用されません。

出典：国民生活センター

滋賀県消費生活センター

固福祉政策課 消費生活センター(東庁舎)

TEL 0748-71-2360
FAX 0748-72-3788